

保 安 第 5 0 3 号  
( 組 対 )  
平成30年10月11日

保 安 課 長  
組 織 犯 罪 対 策 課 長 殿  
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

古物営業法の一部を改正する法律の施行について

この度、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。別添1及び2参照）中、欠格事由の追加、簡易取消しの新設、仮設店舗における営業の制限の緩和等に関する規定が平成30年10月24日から施行されることとなり（古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成30年政令第260号）。別添3参照）、これに伴い、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。別添4参照）が制定された。

改正法（改正法附則第1条ただし書に規定する規定に限る。）及び改正規則による改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各警察署にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の古物営業法（昭和24年法律第108号）を「法」と、改正規則による改正後の古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を「施行規則」という。

記

第1 欠格事由の追加（法第4条関係）

1 趣旨及び概要

盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るという法目的に照らし、盗品等に係る犯罪である窃盗を犯した者並びに暴力団員及びその関係者については、古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）に課せられた各種義務の適切な履行を期待できないため、古物営業から排除する必要

がある。このため、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）により窃盗に罰金刑が設けられたこと、暴力団の資金獲得活動の巧妙化・不透明化に伴い、各種取引において暴力団排除が推進されていることなども踏まえ、次のとおり欠格事由が追加された。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第235条に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過しない者（法第4条第2号）
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（法第4条第3号及び施行規則第1条）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの（法第4条第4号）

## 2 運用上の留意事項

- (1) 法第4条第2号該当の有無については、申請者の本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること。
- (2) 法第4条第3号には、次のようなものが該当する。
  - ア 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
  - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者
  - エ 過去10年間に暴力的不法行為等（施行規則第1条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者
- (3) 法第4条第3号該当の有無については、申請者の氏名（フリガナを含む。）、性別及び生年月日を所定の電磁的方法により記録したデータ（以下「申請者データ」という。）を添えて、警察本部担当課（以下「主管課」という。）に送付し、暴力団対策主管課に対し、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当するか否かを照会依頼するほか、必要に応じ、(1)の前科照会の結果、部内資料、家族又は知人に対する聞き込みによる日常の素行の調査等により、総合的にぐ犯

性を判断すること。

なお、上記については、警察庁において協議済みである。

- (4) 法第4条第4号該当の有無についても、申請者データを添えて、主管課を経由して、暴力団対策主管課に対し照会依頼すること。

なお、上記については、警察庁において協議済みである。

- (5) 法第4条第4号中の暴対法第12条の規定による命令を受けた者とは、指定暴力団員に暴力的要求行為（同法第2条第7号）をするよう依頼したり、指定暴力団員による暴力的要求行為をその現場で助けたため、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から再発防止命令や中止命令を受けた者をいう。
- (6) 新たに追加された1(1)から(3)までに掲げる欠格事由は、法第13条第2項に規定する管理者の欠格事由にも追加されているので留意すること。
- (7) 1(1)から(3)までに掲げる欠格事由の追加については、経過措置が設けられていないため、改正法の施行前に生じていた事由（例えば、暴力団員である事実又は暴対法第12条の規定による命令を過去3年以内を受けていた事実）をも勘案して、その該当性の有無を判断することとなるので、改正法の施行後にこれらの欠格事由該当者を把握した場合には、所要の調査を実施の上、許可の取消し等の所要の措置を的確に講じられたい。

## 第2 簡易取消しの新設（法第6条第2項及び第3項関係）

### 1 趣旨及び概要

改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）においては、所在不明である古物商等の許可を取り消すためには、3月以上所在不明であることを公安委員会が立証した上で、聴聞を実施する必要があるが、所在不明である古物商等の許可を迅速に取り消すことができなかつた。しかし、こうした所在不明の古物商等の許可については、許可証が悪用されるおそれがあり、また、公安委員会による監督が困難であることから、迅速に許可が取り消される必要がある。このため、古物商等の営業所若しくは古物市場（以下「営業所等」という。）の所在地を確知できないとき、又は当該古物商等の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、その事実を官報により公告し、その公告の日から30日を経過しても当該古物商等から申出がないときは、その許可を取り消すことができることとされた。（法第6条第2項及び施行規則第4条の2）

### 2 運用上の留意事項

- (1) 法第6条第2項に規定する取消しの手続を開始するに当たっては、
  - ア 古物商等の住所若しくは居所地又は営業所等の所在地への現地確認
  - イ 許可申請時に届け出た電話番号への電話連絡
  - ウ 簡易書留等の追跡調査が可能な郵便の発出をそれぞれ実施するなど所要の措置を実施し、営業所等の所在地を確知できないこと又は古物商等の所在を確知できないことを確認すること。
- (2) 法第6条第2項の規定に基づく公告をする場合は、主管課において、官報販売所へ掲載依頼を行う。
- (3) 法第6条第2項の規定に基づく公告の後に古物商等から申出がなく、許可を取り消した場合は、古物商等の所在が不明であることを踏まえ、
  - ア 法第6条第2項の規定に基づき古物商等の許可を取り消したこと
  - イ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示内容
  - ウ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示内容について公告するため、主管課において、官報販売所へ掲載依頼を行う。

### 第3 仮設店舗における営業の制限の緩和等

#### 1 仮設店舗への改称（法第5条第1項第5号）

##### (1) 趣旨及び概要

古物営業法の制定当時（昭和24年）の営業実態から、営業所以外の場所において仮に設けられる店舗を表す用語として「露店」が用いられてきたところ、現在においては、催事場等の屋内においてブースを仮に設ける業態等が見られるところであり、露店という用語が実態に即さないものとなっていることから、この度の改正において、「仮設店舗」と改称された。（法第5条第1項第5号）

##### (2) 運用上の留意事項

ア 仮設店舗とは、営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であって、容易に移転することができるものをいい、その営業の責任の所在場所が固定されていないものであり、例えば、催事場等のブース、車両を駐車して店舗として用いる出店、屋台等が想定される。

イ 一定の期間に限らずその場所で継続的に営業を行うために設けられるものについては、必要な時期だけ、仮に設けられるものではなく、営業所のように管理者を置く義務が古物商に課せられず、長期間にわたって業務の適正な実施が担保されないことから、仮設店舗としては認められない。



## 2 仮設店舗における営業の制限の緩和（法第14条第1項ただし書関係）

### (1) 趣旨及び概要

旧法では、古物商における相手方の確認等の義務の適切な履行を確保するため、古物商が買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ることができる場所をその営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所に限っていた。しかし、近年においては、業界から、百貨店の催事場、集合住宅のエントランス等の一時的な特設会場で古物の買取りを行うことができるようにしてほしいとの要望が寄せられているところ、事前に買受け等が行われる日時及び場所を把握することができれば、立入り等を通じて義務の履行状況について指導監督を行うことができると考えられる。このため、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、古物を受け取ることができることとされた。（法第14条第1項ただし書）

なお、公安委員会に届け出る場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から3日前までに、届出書を提出することとされた。（施行規則第14条の2）

### (2) 運用上の留意事項

ア 仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所の届出を受けることによって、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外では禁止される古物の受取りが可能となるところ、当該仮設店舗における義務の履行状況について監督を行うために、その日時及び場所については、届出を受けた所轄警察署において必要に応じて立入り等の実施が可能となる程度に詳細に特定されている必要がある。そのため、

- ・ 日時に関し、「●年●月●日から●年●月●日までのいずれかの日」とされている場合
- ・ 日時に関し、具体的な営業時間を記載せず、「0時から24時まで」とされている場合
- ・ 場所に関し、「東京都千代田区霞が関」まで記載され、住所番地の特定がない場合
- ・ 場所に関し、大型ビル、展示場等の大規模施設内での営業について、その階、フロア等の記載がない場合
- ・ 場所に関し、車両、屋台等を用いた仮設店舗で、その仮設店舗が移動しながら営業しているなど、その場所が定まっていない場合等のように、その日時及び場所の特定が不十分な場合には、十分にそ

の特定を行うよう指導すること。

イ 届出を行わずに、古物商がその営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所で古物の受取りを行うことは引き続き禁止されている。そのため、無届けでの営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所での古物の受取りを認知した場合には、その実態把握に努めるとともに、必要な場合には、古物営業法違反による事件化や行政処分を検討すること。

### 3 立入り場所への仮設店舗の追加（法第22条第1項関係）

#### (1) 趣旨及び概要

古物営業法の制定時より、露店についてはその性質上当然に立入りが可能と解されてきたが、近年においては、同法の制定時と異なり、一般公衆が自由に通行できない場所に設けられる仮設店舗もあるところ、それらにおける営業の状況について警察職員が監督上必要な調査を行うことができるよう、立入りを実施できる場所として仮設店舗が明記された。

（法第22条）

#### (2) 運用上の留意事項

法第22条第1項に規定する立入り及び調査は法の適正な運用を図るために必要不可欠な権限であり、また、古物営業の実態把握にも資するものである。

改正法により、届出を条件として、新たに仮設店舗において古物を受け取ることができることとなり、仮設店舗における営業が活発化すると考えられるところ、仮設店舗における古物の受取りにおいて盗品等が流入することのないよう古物商における業務の適正化を図るため、立入り及び調査を適切に活用し、仮設店舗における確認義務等の古物商に課された義務の履行状況を確認すること。

### 第4 非対面取引における相手方の真偽の確認方法の追加（施行規則第15条第3項関係）

#### 1 趣旨及び概要

法第15条第1項においては、古物商が、古物を買受け、若しくは交換をし、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、同項各号のいずれかに掲げる措置を採らなければならない旨規定されており、同項第4号においては、「前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる措置として国家公安委員会規則で定めるもの」が掲げられている。この確認方法については、平成29年度に開催された「古物営業の在り方に関する有識者会議」において、確認方法の緩和が要望され

たほか、改正法の国会審議においても取り上げられるなど、新たな確認方法の導入を検討する必要性が高まっていた。そこで、古物商におけるインターネット等を利用した非対面取引が急速に普及している実態を踏まえ、相手方の真偽の確認方法として以下の方法が追加された。

- (1) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、次のいずれかの措置を講ずるとともに、相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等(引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。)をいう。以下同じ。)で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること。(施行規則第15条第3項第4号及び第5号)

ア 当該相手方の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)に組み込まれた半導体集積回路(以下「ICチップ」という。)に記録された住所、氏名及び年齢若しくは生年月日の情報又は相手方の身分証明書等の画像情報(古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影させたものであって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるもの)の送信(当該画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。)を受けること。(当該画像情報の送信を受ける場合にあっては、帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該画像情報を保存する場合に限る。)

イ 身分証明書等若しくは住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)若しくは印鑑登録証明書(以下「住民票の写し等」という。)のいずれか二の書類の写し(明瞭に表示されたものに限る。)の送付を受け、又は身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し及び相手方の住所が記載された納税証明書、公共料金の領収証書等のいずれか(身分証明証等又は住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該古物商が送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)若しくはその写し(明瞭に表示されたものに限る。)の送付を受けること。(帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又

は当該補完書類若しくはその写しを保存する場合に限る。)

- (2) 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して相手方の容貌の画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影をさせたもの）の送信を受けるとともに、次のいずれかの措置を講ずること。（施行規則第15条第3項第8号及び第9号）

ア 古物商が提供するソフトウェアを使用して、相手方の身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影をさせたものであって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受けすること。（帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該写真付き身分証明書等の画像情報を保存する場合に限る。）

イ 相手方の写真付き身分証明書等に組み込まれた半導体集積回路に記録された住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報の送信を受けすること。

## 2 運用上の留意事項

- (1) 身分証明書等に組み込まれたICチップを相手方の確認に利用するに当たり、古物商には、ICチップ情報が真正なものであることの確認が求められるところ、具体的には、秘密鍵で暗号化されている当該ICチップに記録された電子署名の送信を併せて受け、これを公開鍵で復号することにより、住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が真正なものであることを確かめることが想定される。
- (2) 身分証明書等の画像情報を送信する上で用いる「古物商が提供するソフトウェア」には、古物商の委託先が開発したソフトウェアや、第三者が開発したソフトウェアも含まれる。古物商には、取引の相手方によるなりすまし等の防止が求められることから、画像が加工されないことを確実に担保するため、ソフトウェアは画像の加工機能が無いものである必要がある。

なお、相手方の身分証明書等の撮影及び送信の方法を古物商が提供するソフトウェアに限定する趣旨は、撮影後、画像が加工されることを防止することであるため、古物商が提供するソフトウェア以外を使用してあらかじめ撮影された画像の送信を受けるとは認められない。

- (3) 古物商は、相手方から身分証明書等や容貌の画像情報の送信を受ける

際、事前に撮影した写真を撮影させたものではないことを確認するための措置を採る必要があり、例えば、確認時にランダムな数字等を相手方に示し、一定時間内に相手方に当該数字等を記した紙と共に容貌や身分証明書等を撮影させ直ちに送信させることなどが想定される。

- (4) 「身分証明書等の厚みその他の特徴」については、身分証明書等の外形、構造、機能等の特徴からその真正性の確認を行うことを目的としたものであり、住所、氏名及び年齢又は生年月日や写真を確認することができる面の全面を単に撮影させるだけでは分からないような特徴を撮影させる必要がある。例えば、身分証明書等の「厚み」を確認できるものとして、身分証明書等を斜めに傾けて撮影した画像を送信することなどが想定される。
- (5) 「画像」には動画が含まれ、例えば、リアルタイムビデオ通話により相手方の身分証明書等や容貌を確認することが想定される。
- (6) 1(2)の方法による相手方の確認では、古物商は、容貌の画像情報及び身分証明書等の画像情報の送信を受けるところ、これら画像を目視により見比べることや顔照合について十分な性能を有する機械を利用することにより、撮影された相手方と当該身分証明書等の顔写真の人物との同一性を確認する必要がある。
- (7) 「補完書類」には、相手方と同居する者の公共料金の領収証書が含まれるが、公共料金の領収証書以外の補完書類（社会保険料の領収証書等）については、相手方と同居する者の書類は認められない。

## 第5 その他

### 1 古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由の追加等（施行規則第19条の5及び第23条関係）

#### (1) 趣旨及び概要

法第21条の5第1項の規定により、古物競りあっせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができることとされており、施行規則第19条の5に規定する欠格事由に該当する場合には当該認定を申請することができない。改正法により、古物商等の欠格事由として、第1の1(2)及び(3)に規定する者が追加されたところ、これらに該当するものは、古物競りあっせん業者として営業を行うに当たっても、同様の理由から、認定基準に従って厳正に営業を行うことが期待できないことから、施行規則第19条の5に規定する古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由に

追加された。

また、同様の趣旨から、施行規則第23条に規定する盗品売買等防止団体に係る承認の適合事由として、役員のうち第1の1(1)から(3)までに規定する者に該当するものがないことが追加された。

## (2) 運用上の留意事項

(1)に規定する新たに追加された事由については、第1の2(1)、(3)及び(4)に規定する方法により、確認すること。

## 2 各種様式の改正（別記様式第15号、第16号及び第16号の10関係）

### (1) 趣旨及び概要

別記様式第15号及び第16号に規定する帳簿の様式を示しているところ、古物営業の実態に鑑み、自動車について、古物の特徴欄における記載例を規定するなど所要の改正を行った。また、立入り場所に仮設店舗が規定されたことを受け、別記様式第16号の10に規定する身分証明書の裏面について所要の改正を行った。

### (2) 運用上の留意事項

ア 取り扱おうとする古物の区分において自動車（その部分品を含む。）が最大を占める古物営業の実態を踏まえ、自動車の取引について帳簿に記載することが最も多いと考えられることから、自動車の特徴の記載例を規定することとした。各警察署においても、立入り時に帳簿等进行检查する際、古物を特定する上で問題がないかどうかを確認するため、記載例として規定された事項を参考とされたい。

イ 別記様式第16号の10に規定する身分証明書について、(1)のとおり裏面（条文）の改正を行っていることから、改正法の施行の際には、新たに身分証明書を発行する又は裏面部分に改正後の条文を貼り付けるなどの所要の措置を講ずること。

## 第6 施行期日

改正法のうち、欠格事由の追加に関する規定、簡易取消しの新設に関する規定及び仮設店舗における営業の制限の緩和等に関する規定の施行期日は、平成30年10月24日とされた。（改正法附則第1条ただし書及び古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令）

また、改正規則の施行期日についても、上記の改正法の一部施行の日（平成30年10月24日）とされた。（改正規則附則第1条）

## 第7 経過措置

### 1 趣旨及び概要

改正法により許可制度の見直しを行うところ、既に旧法の規定による許

可を受けている古物商等について、改めて法の許可を取得させることとなると、古物商等に対し過度な負担を課すこととなる。このため、以下のとおり旧法の規定による許可に関する経過措置が設けられた。

- (1) 古物商等は、改正法の施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。（改正法附則第2条第1項関係）  
なお、公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して届出書を提出するものとする。（改正規則附則第2項）
- (2) 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商等から(1)に規定する届出を受けた公安委員会は、当該届出の内容を関係する他の公安委員会に通知するものとする。（改正法附則第2条第2項関係）
- (3) (1)に規定する届出をした古物商等であつて、改正法の施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）の際現に旧法第3条の規定による許可を受けているもの（当該届出をした日から改正法の施行の日の前日までの間に当該届出内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。）は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会による法第3条の規定による許可を受けているものとみなす。（改正法附則第2条第3項関係）
- (4) (1)に規定する届出をする場合において虚偽の届出をした者については、10万円以下の罰金に処することとし、また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、10万円以下の罰金に処することとする。（改正法附則第5条関係）

## 2 運用上の留意事項

- (1) 古物商等であつて改正法の全面施行後も引き続き許可を受けようとする者は1(1)の届出が必要である。そのため、各警察署にあつては、関係業界と連携しつつ、管轄区域内の古物商等に対して、引き続き許可を受けようとする場合は改正法の全面施行日（改正法附則第1条に定める日）までに当該届出を行うことが必要である旨の周知を図ること。

また、周知に当たっては、1(2)の通知も活用して届出の有無を判断し、1(1)の届出及び1(2)の通知のいずれもない古物商等については、その連絡先に電話連絡するなどの適切な方法により、積極的な周知に努めること。

- (2) 1(1)の届出を受けた主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長は、当該届出書の写しを、電子メール、電送、FAX、逡送等の方法により、主管課に対して送付すること。
- (3) 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商等から(1)に規定する届出を受けた主管課は、届出書記載の営業所等を有する都道府県を管轄する公安委員会の管理下の主管課に対し、電子メール、電送、FAX、逡送等の方法により、届出書の写しを送付する。送付を受けた当該主管課は、届出書の写しを、電子メール、電送、FAX、逡送等の方法により届出書記載の営業所等の所在地の所轄警察署長に対して送付する。

#### 第8 古物商等への周知徹底（改正法及び改正規則による改正内容全体）

この度の改正法及び改正規則による改正は、第7に記載のとおり、改正法の全面施行後も引き続き許可を受けようとする古物商等については、所要の届出が必要とされるほか、仮設店舗における古物の受取りが可能となるなど、古物商等の業務に影響を及ぼすことから、各警察署にあっては、改正の内容について、関係業界と連携しつつ、管轄区域内の古物商等に対する積極的な周知に努めること。

（添付資料）

- 別添1 改正法本文
- 別添2 改正法新旧
- 別添3 施行日政令本文
- 別添4 改正規則本文

担当：保安課営業係



法律第二十一号

古物営業法の一部を改正する法律

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「次条第一項」を「次条」に改め、同条第四項中「次条第二項」を「次条」に改める。

第三条第一項中「前条第二項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二号中「第二百四十七条」を「第二百三十五条、第二百四十七条」に改め、同条第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「営業所」の下に「（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第五条第一項中「者は」の下に「その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する」を加え、同項第二号中「営業所」を「主たる営業所又は古物市場その他の営業所」に改め、同項第五号中「露店」を「仮設店舗（営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「その旨を」の下に「主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する」を加える。

第六条第二号中「同条第七号」を「第九号」に改め、同条第四号を削り、同条に次の二項を加える。

2 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確定できないとき、又は当該者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確定できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「第五条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「（同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。）」を削り、「公安委員会に」を「主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定による届出書の提出を当該公安委員会を経由して行うことができる。

古物営業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第七條に第一項として次の一項を加える。

古物商又は古物市場主は、第五條第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会）に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第八條第一項及び第三項中「公安委員会」を「その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会」に改める。

第十條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「定める事項を」の下に「当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

第十二條第一項中「露店」を「仮設店舗」に改める。

第十三條第二項第二号中「第五号」を「第七号」に改める。

第十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、この限りでない。

第十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

第二十二條第一項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗」を加え、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に改める。

第二十三條中「公安委員会は」を削り、「この法律」を「その古物営業に関しこの法律」に改め、「の規定に違反し」及び「その古物営業に関し」を削り、「ときは」の下に「当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律に基づき命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十四條中「公安委員会は」を削り、「代理人等が」の下に「その古物営業に関し」を加え、「命令の規定に違反し」を「命令」に改め、「その古物営業に関し」を削り、「ときは」の下に「当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二十五條第一項中「平成五年法律第八十八号」を削る。

第二十六條を削り、第五章中第二十七條を第二十六條とし、同条の次に次の一項を加える。

(国家公安委員会への報告等)

第二十七條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条の規定による許可の取消しをした場合

二 第七條第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八條第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十條第一項若しくは第三項若しくは第十四條第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三條又は第二十四條の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第三十三條第一号中「第十四條第二項」を「第十四條第三項」に改める。

第三十四條第二号中「第十條」を「第十條第一項又は第三項」に改める。

第三十五條第一号中「第七條」を「第七條第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條の改正規定（同条第四号及び第五号中「第二十四條」を「第二十四條第一項」に改める部分並びに同条第七号中「営業所」の下に「営業所のない者」にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）、第五條第一項第五号の改正規定、第六條の改正規定、第十二條第一項の改正規定、第十三條第二項第二号の改正規定、第十四條第一項の改正規定、第二十二條第一項の改正規定（同項中「営業所」の下に「若しくは仮設店舗」を加える部分に限る。）、及び第二十五條第一項の改正規定並びに次条並びに附則第五條（第一項第二号に係る部分を除く。）、第六條及び第七條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法許可に関する経過措置)

第二条 古物商又は古物市場主は、この法律の施行前においても、国家公安委員会規則で定めるところにより、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出ることができる。

2 以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主から前項の規定による届出を受けた公安委員会は、当該届出の内容を関係する他の公安委員会に通知するものとする。

3 この法律の施行前に第一項の規定による届出をした古物商又は古物市場主であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の古物営業法（附則第四條において「旧法」という。）第三條の規定による許可（次条において「旧法許可」という。）を受けているもの（当該届出をした日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間に当該届出の内容の全部又は一部について変更があつた者を除く。は、それぞれ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会によるこの法律による改正後の古物営業法（附則第四條において「新法」という。）第三條の規定による許可（次条において「新法許可」という。）を受けているものとみなす。

(旧許可証に関する経過措置)

第三条 前条第三項の規定により新法許可を受けているものとみなされる者(次項において「みなし新法許可者」という。)であつて、一の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場についてのみ旧法許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証(以下この条において「旧許可証」という。)は、新法許可に係る同項の許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、二以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法許可を受けていたものは、施行日から一年を経過する日までの間に、国家公安委員会規則で定める書類及びその者の有する旧法許可に係る全ての旧許可証を添付して、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証の交付の申請をしなければならない。

3 前項の申請があつたときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の許可証を交付するものとする。

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間(施行日から一年を経過する日までの間に限る。)は、同項に規定する旧許可証は、新法許可に係る古物営業法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

(旧法の規定による行為に関する経過措置)

第四条 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、国家公安委員会規則で定めるところにより、新法の相当規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の相当規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

(罰則)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 附則第三条第二項の規定に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(質屋営業法の一部改正)

第八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第九条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「第三条第一項の許可」を「第三条の許可(同法第二条第二項第一号に係るものに限る。)」に、「同号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

古物営業法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「古物商」とは、次条の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>4 この法律において「古物市場主」とは、次条の規定による許可を受けて第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可) 第三条 前条第二項第一号又は第二号に掲げる営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「古物商」とは、次条第一項の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>4 この法律において「古物市場主」とは、次条第二項の規定による許可を受けて第二項第二号に掲げる営業を営む者をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可) 第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、<u>営業所</u>（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場が所在する都道府県ごとに公安委員会の許可を受けなければならない。</p>

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百三十五条、第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの

五 (略)

六 第二十四条第一項の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可をしてはならない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は第三十一条に規定する罪若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条第二項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた日から起算して五年を経過しない者

(新設)

(新設)

三 (略)

四 第二十四条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員であつ

であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

七| 第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

八| 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九| 営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

十| 法人で、その役員のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付

た者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

五| 第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者(その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で、当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

六| 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七| 営業所又は古物市場ごとに第十三条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

八| 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

(許可の手續及び許可証)

第五条 第三条の規定による許可を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

しなければならない。

一 (略)

二 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(仮設店舗(営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であつて、容易に移転することができるものをいう。以下同じ。))を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者であるかどうかの別の別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(第九号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当し

一 (略)

二 営業所又は古物市場の名称及び所在地

三・四 (略)

五 第二条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、行商(露店を出すことを含む。以下同じ。)をしようとする者であるかどうかの別の別

六・七 (略)

2・3 (略)

4 許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し)

第六条 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者について、次に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 第四条各号(同条第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該

つくること。

三 (略)

(削る)

2 公安委員会は、第三条の規定による許可を受けた者の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして主たる営業所又は古物市場の所在地を変更しようとするときは、その変更後の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会)に、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、国家公安委員会規則で定める事項

当してつくること。

三 (略)

四 三月以上所在不明であること。

(新設)

(新設)

(変更の届出)

(新設)

第七条 古物商又は古物市場主は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更(同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。)があつたときは、公安委員会に



を記載した届出書を提出しなければならない。

(削る)

3| 前二項に規定する公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、前二項の規定による届出書の提出を当該公安委員会を經由して行うことができる。

4| 第一項又は第二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5| 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)をその主たる営業所又は古

、国家公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2| 二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商又は二以上の公安委員会の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主は、第五条第一項第一号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは、前項の規定にかかわらず、そのいずれか一の公安委員会に同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出を受けた公安委員会は、当該届出書に記載された内容に関係する他の公安委員会に通知するものとする。

(新設)

3| 前二項の規定により提出する届出書には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納等)

第八条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第三号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなけ

物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証をその主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

2| 前項に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

3| 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を当該古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

ればならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

(競り売りの届出)

第十条 (略)

(新設)

2| 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いて第一項の競り売りをしようとする場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間その他国家公安委員会規則で定める事項を公安委員会に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

(標識の掲示等)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 (略)

(管理者)

第十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。  
い。

一 未成年者

二 第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者

3・4 (略)

(営業の制限)

第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。ただし、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄す

3 前二項の規定は、古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて取引をしようとする場合には、適用しない。

(標識の掲示等)

第十二条 古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは露店は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 (略)

(管理者)

第十三条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。  
い。

一 未成年者

二 第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者

3・4 (略)

(営業の制限)

第十四条 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

る公安委員会に届け出たときは、この限りでない。

- 2| 前項ただし書に規定する公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商は、同項ただし書の規定による届出を、その営業所の所在地を管轄する公安委員会を経由して行うことができる。

3| (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り（同条第三項及び第四項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十条第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2~4 (略)

(指示)

第二十三條 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の

(新設)

2| (略)

(立入り及び調査)

第二十二條 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り（同条第二項及び第三項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五条第三号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2~4 (略)

(指示)

第二十三條 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを

適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第二十四条 古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指示することができる。

(新設)

(営業の停止等)

第二十四条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若し

くは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

（削る）

（新設）

第二十五条 公安委員会は、前条の規定により古物商又は古物市場主の営業の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2・3 （略）

第五章 雑則

第二十六条 削除

(情報の提供)

第二十六条 (略)

(国家公安委員会への報告等)

第二十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第三条の規定による許可、第五条第四項の規定による許可証の再交付又は第六条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消しをした場合

二 第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出、第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合

三 第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合

2 | 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等が前項第三号に規定する処分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主が同号に規定する処分に違反したと認めるときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(情報の提供)

第二十七条 (略)

(新設)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第三項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三・四 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七条若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条若しくは第十条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 四 (略)



政令第二百六十号

古物営業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十月二十四日とする。

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項並びに古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第三号、第六条第二項、第七条第三項、第十二条第一項、第十五条第一項第四号、第二十一条の五第四項、第二十一条の六第二項及び第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正

前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p><u>第一条</u> 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第三条までに規定する罪</p> <p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条、第九十七条第二項、第九十八条(第九十七条及び第九十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十一条第二項(第九十七条、第九十九条第二項及び第九十一条に係る部分に限る。)、第九十一条、第九十二条(第九十二条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百</p>
改 正 前	<p>「条を加える。」</p>

- 
- 二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪
- 三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪
- 四 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第二條（刑法第二百三十六條及び第二百四十三條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）に係る部分に限る。）、第三條（刑法第二百三十六條及び第二百四十三條に係る部分に限る。）、又は第四條（刑法第二百三十六條に係る部分に限る。）に規定する罪
- 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条又は第一百八条第一項（第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二（第三十条第一項、第三十二条の六第二
-

項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十三  
条第一項に係る部分に限る。））、第四号、第五号若しくは第九号  
又は第六十六条第一号若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又  
は第二項（第三十四条第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九  
号に係る部分に限る。）に規定する罪

八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の  
二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第百  
九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六  
号、第六号の二若しくは第七号、第百九十八条の四、第百九十八条  
の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、  
第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、  
第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項  
、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第  
八十一条、第二百二条の十五、第六十六条の十一、第百五十五条の二、  
第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十  
の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五  
十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二十  
条第十三号若しくは第十七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第  
百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項  
及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（  
第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四  
項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三  
項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の第三第

一号(第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第五百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。))若しくは第四号(第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。))又は第二百六条第二号(第四百九条第二項前段(第五百五十三条の四において準用する場合を含む。))及び第五百五十五条の七に係る部分に限る。)、第八号(第五百五十六条の十三に係る部分に限る。))、第九号の二(第五百五十六条の二十の十一及び第五百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。))若しくは第十号(第五百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。))に規定する罪

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二条第一項第三号及び第四号(第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第五号(第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。))、第六号、第八号(第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。))、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

- 
- 十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第一百二十二条第二号（第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第六号又は第百十四号第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪
- 十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪
- 十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
- 十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪
- 十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪
- 十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三十四条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九
-



十八号)第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号(第九十一条第一項に係る部分に限る。)若しくは第八号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪

二十二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。)若しくは第三項(同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。)若しくは第三項(同条第一項第三号から第五号まで及び第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪

二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号、第二項(同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第三項(同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。))に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三(第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に

限る。)又は第七十四条の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号(第十二条第二項に係る部分に限る。)若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号(第九条及び第五十三条(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に規定する罪

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。)又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一条、第三十一条の二又は第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条に規定する罪

三十 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)第六条、第七条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る。)又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九

まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。)に規定する罪

三十二 割賦販売法(昭和三十六年法律第五百十九号)第四十九條第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三條の二第一号(第三十三條の三第一項、第三十五條の三の二十八第一項及び第三十五條の十七の六第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

三十三 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百十九條第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第二十五條第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項(同條第一項第十四号に係る部分に限る。)、第二十六條第三号、第四号若しくは第六号(第二十五條第一項第十四号に係る部分に限る。)、第二十九條第一号(第七條の二第四項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第九條第六項(第十五條の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、又は第三十條第二号(第七條の二第三項(第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。))、第九條第三項(第十五條の二の六第三項において準用す

る場合を含む。)及び第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号(第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

三十八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号(第十一条第二項に係る部分に限る。)若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る部分に限る。)、第三号の三(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十六条の三第一項に係る部分に限る。)、第四号の二、第五号(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二十条第四項に係る部分に限る。)、第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九条第七号、第五十条第一項第一号(第八条第一項に係る部分に限る。)若しくは第二号又は第五十条の

二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条第一号又は第五十一条第二号（第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2) 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは

---

は第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚せい剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪
- (3) 覚せい剤取締法第四十一条の二に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はロに掲げる罪
  - (2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
  - (3) 覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪
  - (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六
-

十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五条第六号、第三百十五条の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六条の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十四条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四条第二項から第四項まで（これらの規定を第十条第五項において準用する場合を除く。）及び第九条第二項（第二百二十七条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百九十五条第二号（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百十九条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に



- 
- 限る。)、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第  
二百三十六条に規定する罪
- (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
  - (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
  - (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
  - (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、  
第十号の八又は第十号の九に規定する罪
  - (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規  
定する罪
  - (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
  - (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
  - (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
  - (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
  - (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若  
しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは  
第四号若しくは第二項(同条第一項第一号、第三号及び第四号  
に係る部分に限る。)、又は第四十一条の四第一項第三号から第  
五号までに規定する罪
  - (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
  - (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の  
二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項  
又は第七十四条の八第二項に規定する罪
  - (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二  
第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項
-

- 
- 、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第一百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪
- (24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪
-

- 
- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪
- (26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪
- (27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- へ 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪
- 四十八 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪
- 四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 五十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三百三十八条第四号若しくは第五号又は第四百零二条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
-

五十一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十一条（第十四条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）、又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）、若しくは第二号に規定する罪

五十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪

五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

五十五 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

五十七 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百

七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）  
、第五号、第七号若しくは第八号、第九号第八号、第一百十二条第  
二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及  
び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条  
第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）若しくは第  
七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

（許可の申請）

第一条の二 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式  
第一号のとおりとする。

2 「略」

3 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおり  
とする。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当し  
ないことを誓約する書面

「ハ・ニ 略」

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれ  
にも該当しないことを誓約する書面

「三〜五 略」

「4・5 略」

（許可証の再交付の申請）

（許可の申請）

第一条 古物営業法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する許  
可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第四条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当し  
ないことを誓約する書面

「ハ・ニ 同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれ  
にも該当しないことを誓約する書面

「三〜五 同上」

「4・5 同上」

（許可証の再交付の申請）

第四条 「略」

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の二第二項の規定により經由した警察署長（以下「經由警察署長」という。）を經由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（公告の方法）

第四条の二 法第六条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条 「1」3 略」

4 法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第一条の二第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類  
「二・三 略」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の二第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、第一条の二第二第三項第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

「一・二 略」

「6・7 略」

（仮設店舗における営業の届出）

第十四条の二 法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届

第四条 「同上」

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条第二項の規定により經由した警察署長（以下「經由警察署長」という。）を經由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

「条を加える。」

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条 「1」3 同上」

4 「同上」

一 第一条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類  
「二・三 同上」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、第一条第三項第三号口を除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

「一・二 同上」

「6・7 同上」

「条を加える。」

出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

(確認の方法等)

第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者(次項第十号及び第四項において「代理人等」という。)の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにならなければならない。

3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

「一〇三 略」

四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)又は印

(確認の方法等)

第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者(次項第七号及び第四項において「代理人等」という。)の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにならなければならない。

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)又は印

鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第九号において同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあつては、当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。）。

鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること。



五]

相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか二の書類の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）及び当該相手方の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（身分証明書又は住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該古物商が送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下この号において「補完書類」という。）若しくはその写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、並びに当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しを保存する場合に限る。）。

イ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ロ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

ハ 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書（当該相手方と同居する者のものを含む。）

ニ イからハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の住所及び氏

「号を加える。」

名の記載があるもの（国家公安委員会が指定するものを除く。）

ホ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該相手方の身分証明書等又は住民票の写し等に準ずるもの（当該相手方の住所及び氏名の記載があるものに限る。）

六 「略」

七 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等の写しを保存する場合に限る。）。

八 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の容貌及び身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下この号及び次号において「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報であつて、当該写真付き身分証明書等に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付け

五 「同上」

六 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その者の身元を確かめるに足りる資料の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該資料の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該資料の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該資料の写しを保存する場合に限る。）。

「各号を加える。」

られた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信を受けること(当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報(当該相手方の容貌の画像情報を除く。)を保存する場合に限る。)

九 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の容貌の画像情報をいう。)の送信を受け、並びに当該相手方から当該相手方の写真付き身分証明書等(住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。

十 三 略

4 略

(古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

第十九条の四 「1 3 略」

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 略

ロ 次条第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 十 同上

「三号ずつ繰り下げる。」

4 同上

(古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

第十九条の四 「1 3 同上」

4 同上

一 同上

イ 同上

ロ 次条第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔二・三 略〕

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五  
第一項の認定を申請することができない。

一 「略」

二 刑法第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれら  
に相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに  
相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終  
わり、又は執行を受けることなくた日から起算して五年を経  
過しない者

三 法第四条第三号又は第四号に掲げる者

四〇六 「略」

七 法人で、その業務を行う役員のうち前五号のいずれかに該当す  
る者があるもの

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品  
等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおり  
とする。

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けよう  
とするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法  
により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金  
融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第  
一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していること

〔二・三 同上〕

(古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第十九条の五 「同上」

一 「同上」

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第三十六章から第三十  
九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪  
を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む  
。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなく  
なつた日から起算して五年を経過しない者

「号を加える。」

三〇五 「同上」

「一号ずつ繰り下げる。」

六 法人で、その業務を行う役員のうち前四号のいずれかに該当す  
る者があるもの

(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

第十九条の六 「同上」

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けよう  
とするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法  
により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金  
融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法  
律第二十二号)第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者

を確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

〔二〇九 略〕

(認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十 公安委員会は、認定古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 〔略〕

二 第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

〔三〇五 略〕

2 〔略〕

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 〔一〇三 略〕

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 次条において準用する第十九条の五第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

をいう。)が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

〔二〇九 同上〕

(認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。

〔三〇五 同上〕

2 〔同上〕

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 〔一〇三 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 次条において準用する第十九条の五第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔二〕四 略〕

(認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十四 公安委員会は、認定外国古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 〔略〕

二 第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三・四 〔略〕

2 〔略〕

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二條 〔1・2 略〕

3 第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔四〕七 略〕

〔4・5 略〕

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第二十三條 公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があつた場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

〔二〕四 同上〕

(認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十四 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。

三・四 〔同上〕

2 〔同上〕

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二條 〔1・2 同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔四〕七 同上〕

〔4・5 同上〕

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第二十三條 〔同上〕

---

一 「略」

二 役員のうち<sup>一</sup>に法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者が<sup>二</sup>ないこと。

「三・四 略」

---

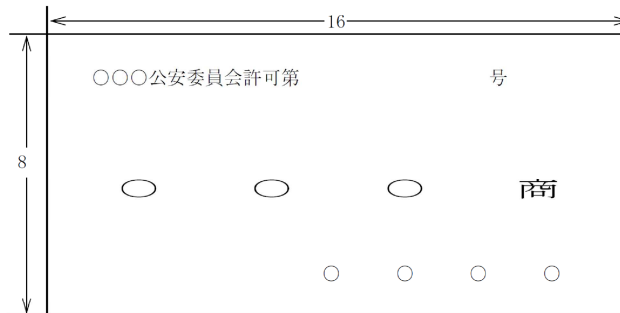
一 「同上」

二 役員のうち<sup>一</sup>に法第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者が<sup>二</sup>ないこと。

「三・四 同上」

---

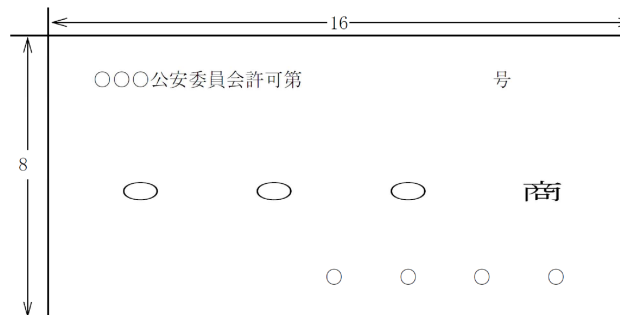
別記様式第13号（第11条関係）



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

別記様式第13号（第11条関係）



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は露店に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は露店において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。



別記様式第14号の2 (第14条の2関係)

仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(お名前)	
氏名 又は名称	

1	日 時	
	場 所	
2	日 時	
	場 所	
3	日 時	
	場 所	
4	日 時	
	場 所	

記載要領 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

「様式を加える。」

別記様式第15号（第17条関係）

受 入 れ						払 出 し							
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するための措置 の区分（及び方法）	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第15号（第17条関係）

受 入 れ						払 出 し							
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するための措置 の区分（及び方法）	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」、「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」のように特徴を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名

備考

- 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名

備考

- 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「金側腕時計」、「紺サージ背広三つぞろい」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 「特徴」欄には、例えば、「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」、「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」のように特徴を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第16号の10 (第20条関係)

(表)

写 真	第 号
	身 分 証 明 書
	官 職 氏 名

上記の者は、古物営業法第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

86

高さ

(裏)

古 物 営 業 法 ( 抜 粋 )

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第2項及び第3項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第16号の10 (第20条関係)

(表)

写 真	第 号
	身 分 証 明 書
	官 職 氏 名

上記の者は、古物営業法第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

86

高さ

(裏)

古 物 営 業 法 ( 抜 粋 )

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第2項及び第3項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

(改正法附則第二条第一項の規定による届出)

2 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部

分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一	改正後			
	<table border="1"> <tr> <td>「略」</td> <td>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）</td> <td>第十五条第三項第五号及び第七号</td> </tr> </table>	「略」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第五号及び第七号	
「略」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第五号及び第七号			
	別表第一	改正前			
	<table border="1"> <tr> <td>「同上」</td> <td>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）</td> <td>第十五条第三項第六号</td> </tr> </table>	「同上」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号	
「同上」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号			

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊦

許可の種類	1.古物商 2.古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

営業所・古物市場	形態	1.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
		電話 ( ) ー 番



その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名	
経由警察署名	
許可証番号	
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地  電話 (       )       -       番
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地  電話 (       )       -       番
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地  電話 (       )       -       番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。